

- 8 諸手続き
- (1) 各学校は、家庭教育学級の実施内容が確定したら、実施日の1週間前までに家庭教育学級実施申込書(様式1-1)と口座連絡票(様式1-2)を教育委員会へ提出する。
※ 学級実施申込書を提出後に家庭教育学級開催日が大幅に変更になる場合は「9その他(3)問合せ先」へ連絡する。
 - (2) 教育委員会は実施承諾書(様式2)を当該学校に送付する。
 - (3) 各学校は家庭教育学級終了後、20日以内に、家庭教育学級実施報告書(様式3)に参加者名簿、配布資料、状況写真等を添えて教育委員会へ提出する。
 - (4) 教育委員会は、家庭教育学級実施報告書(様式3)及び名簿等を受理し、当該学校から指定された金融機関の口座へ、学級開催謝礼金10,000円を振り込む。
 - (5) 2回目以降開催の場合は、実施後に実績報告(様式3)のみを教育委員会に提出する。
- 9 その他
- (1) 諸手続き全体の流れは『家庭教育学級の手続きと流れ』(別紙1)を参照のこと。
 - (2) 宮古市HP
 - ・ **目的別で探す⇒観光・文化・スポーツ⇒生涯学習⇒**
小・中学校期家庭教育学級
※HPページID: 8321
 - ・ **組織別案内⇒教育委員会生涯学習課⇒育児(小中学校)⇒**
小・中学校期家庭教育学級
※HPページID: 6864
 - (3) 問合せ先
宮古市教育委員会事務局
生涯学習課社会教育係
TEL: 68-9119 FAX: 63-9112
MAIL: shogai@city.miyako.iwate.jp